

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、事業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます。）し、または転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

（内部造作および設備の新設等）

第12条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
 - 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
 - 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

（修繕）

第13条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。

- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。
- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第14条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第15条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第16条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第17条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第18条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第20条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第19条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第20条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務

- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第7条各号に規定する借主の費用負担義務
- 四 第13条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第11条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

- 一 第10条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第10条第2項の規定に反した場合
- 三 第11条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第21条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(期間内解約)

第22条 本契約締結後、本契約の解約の可否は、頭書(7)の記載に従います。

(賃貸借期間開始前の解約)

第23条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第24条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第25条 借主は、本契約が終了する日までに(第20条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第26条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

第27条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

第28条 頭書(6)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らな

ければなりません。

(再契約)

第29条 貸主は、再契約の意向があるときは、第3条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとします。

- 2 貸主および借主が再契約を締結した場合は、第25条の規定は適用しません。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、保証金等の返還については、明渡しがあったものとして第6条第6項に規定するところによります。

(協議)

第30条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

第31条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第32条 第31条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

初回保証委託料の返還義務を負わない条文につきましては保証委託契約書約款がござ
います。

第 8 条 中途解約

1. 借 借 人 は 貸 貸 人 また は 管 理 会 社 の 承 諾 を 得 た う え で 、 保 証 会 社 に 対 し て 解 約 通 知 書
を 提 出 す る こ と に よ り 、 当 該 通 知 書 に 記 載 の 解 約 日 を も っ て 、 本 契 約 を 終 了 で き る も
の と す る 。

た だ し 、 保 証 会 社 は 受 領 済 み の 初 回 保 証 委 託 料 及 び 年 間 保 証 委 託 料 を 返 還 す る 責 任 を
負 わ な い 。

約 款 を 契 約 書 の 裏 面 へ 記 載 し て お り 、 表 面 へ は 当 社 も 押 印 、 借 主 様 で も ご 捺 印 い た だ
い て お り ま す 。

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/26	携帯電話(4月分)	4,519	1/2	2,259
5/31	携帯電話(5月分)	3,348	1/2	1,674
6/30	携帯電話(6月分)	3,427	1/2	1,713
7/31	携帯電話(7月分)	3,387	1/2	1,693
8/31	携帯電話(8月分)	3,261	1/2	1,630
9/30	携帯電話(9月分)	3,342	1/2	1,671
10/31	携帯電話(10月分)	3,291	1/2	1,645
11/30	携帯電話(11月分)	4,480	1/2	2,240
12/31	携帯電話(12月分)	3,635	1/2	1,817
1/31	携帯電話(1月分)	3,496	1/2	1,748
3/27	携帯電話(2月分)	3,728	1/2	1,864
毎月払	チャットGPT(8月～2月分)	21,000	1/2	10,500
11/3	ポスト(政務事務所用)	3,280	全額	3,280
1/23	エプソン複合機 4色インク	57,000	全額	57,000
	折り畳みテーブル パイプ椅子	95,865	全額	95,865
	ホールパン ドッチファイル パンフレットスタンド	32,000	全額	32,000
事務費 充当合計				218,599

事務費

充当割合: 事務活動 以月が含まれるので案分

事務電話

携帯電話(4月分)	4,519	1/2	2,259
-----------	-------	-----	-------

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2025 年 5 月ご請求分

徳田 将仁 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5 月 26 日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI 株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿7丁目2番1号 KDDIビル

ご請求コード	CUSTOMER CODE	4031466585
領収金額	AMOUNT RECEIVED	4,519 円
うち消費税等	TAX	410 円

金融機関名	*****
支店名	*****
口座番号	*****

元当組合本部に送付されるので集分

事務室

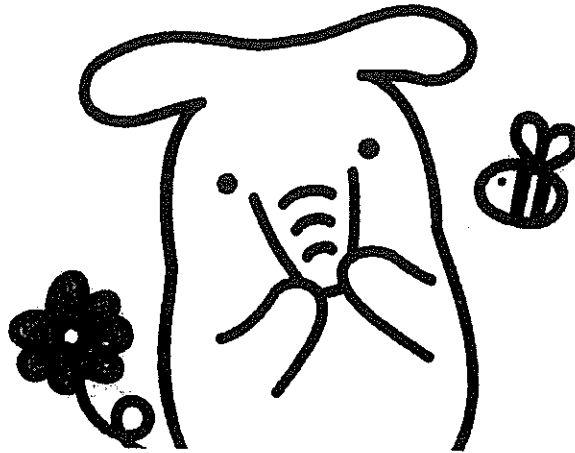
携帯電話

古籍番号

口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



5月分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	2025年 5月
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	3,348円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	3,345円
UQモバイル機器代金/その他商品代金	3円
※うち消費税等 10%対象 (対象税込額は3,345円でした。)	304円

(注1)

ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の
通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払
期日までにコンビニエンスストア等でお支払いくださいますようお願いいたします。

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

07-06-27 J A カード

* NICOS

20250531	UQ mobile ご利用料金	3,348	1	1	3,348
----------	-----------------	-------	---	---	-------

携帯電話(5月分)

3,348

1/2

1,674

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

事務費

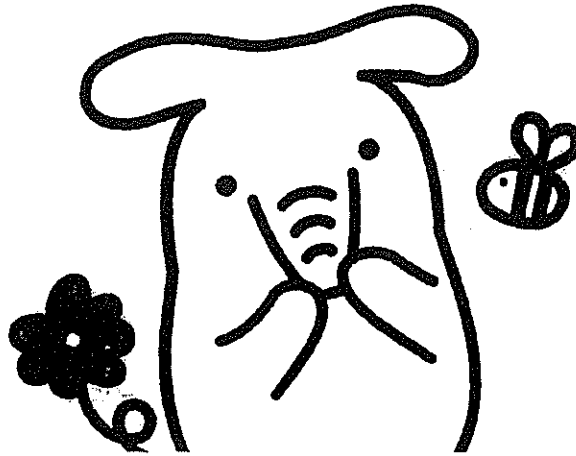
携帯電話

口座番号

口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



6 月 分

KDDI をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月

BILLING PERIOD

振替日(注1)

DUE DATE

ご利用クレジット会社の
規約に基づく振替日

ご利用料金

TOTAL AMOUNT DUE

6,820 円

クレジットカード番号

CREDIT CARD No.

ご請求コード

CUSTOMER CODE

(※1)

07-07-28 J A カード

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金

3,425 円

UQモバイル機器代金/その他商品代金

2 円

au でんき料金

3,393 円

※うち消費税等 10%対象

619 円

(対象税込額は6,818 円でした。)

20250630 UQ mobile ご利用料金 3,427 1/2 1,713

携帯電話(6月分)

3,427

1/2

1,713

商品番号・支払活動、以外が含まれるので案分

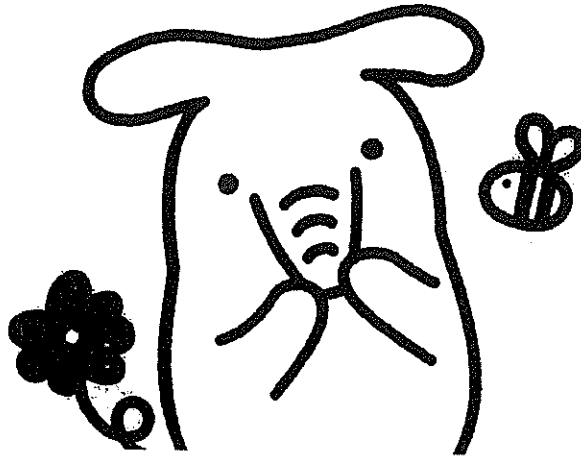


店舗番号

口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



7 月 分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用科目 CREDIT CARD NO.	-----
振替日(日) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 CREDIT AMOUNT DUE	16,096 円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	3,385 円
UQモバイル機器代金/その他商品代金	2 円
auでんき料金	12,709 円
※うち消費税等 10%対象 (対象税込額は16,094円でした。)	1,463 円

(注1)
ご利用料金はクレジットカード会社からのご請求となります。
なお、クレジットカード会社からご指定のクレジットカードでお支払いができない旨の
通知を受けた場合は、後日窓口払い請求書(払込用紙)をお送りいたしますのでお支払
のうえにコンビニエンスストア等でお支払いいただきますようお願いいたします。

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

07-08-27 J A カード

* ICOS

20250731 UQ mobile ご利用料金 3,387

携帯電話(7月分)	3,387	1/2	1,693
-----------	-------	-----	-------

※当台: 取替活動、以外が含まれるので案分

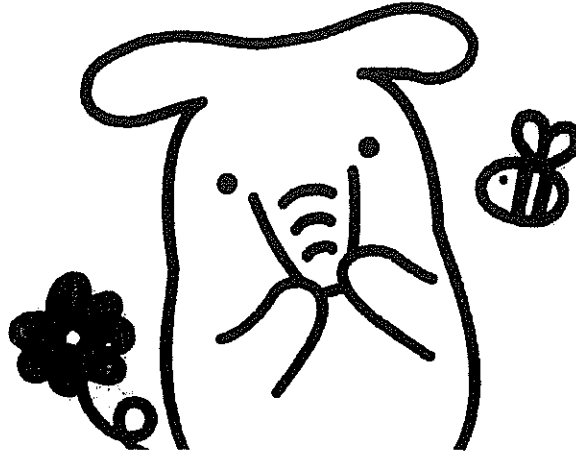
事務費

古番号

口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



8月分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	-----
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	16,532円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	3,259円)
UQモバイル機器代金/その他商品代金	2円
auiでんき料金	13,271円
※うち消費税等 10%対象 (対象税込額は16,530円でした。)	1,502円

07-09-29 J A カード

*

NICUS

20250831 UQ mobile ご利用料金 3,261 1/2 1,630

携帯電話(8月分)

3,261

1/2

1,630

充当割合・政務活動、以外が含まれるので案分

事務費

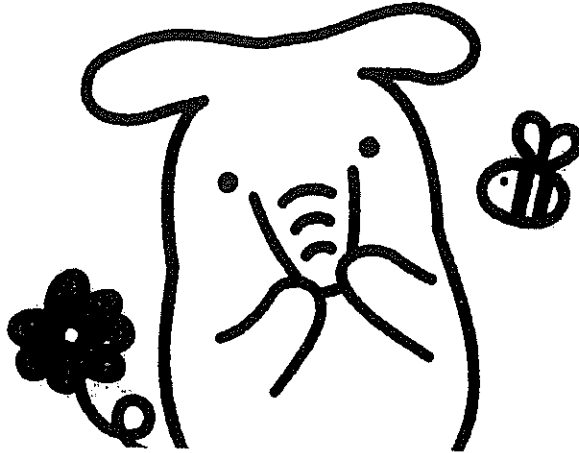
店舗番号

口座番号

徳田 将仁 様

携帯電話

普通貯金通帳



9月分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	-----
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	15,919円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	3,340円
UQモバイル機器代金/その他商品代金	2円
a Uでんき料金	12,577円
	1,447円

※うち消費税等 10%対象
(対象税込額は15,917円でした。)

07-10-27 J A カード

* ICOS

| 20250930 | UQ mobile ご利用料金 | 3342 |

携帯電話(9月分)	3,342	1/2	1,671
-----------	-------	-----	-------

元金割合・事務活動、以外が含まれるので案分

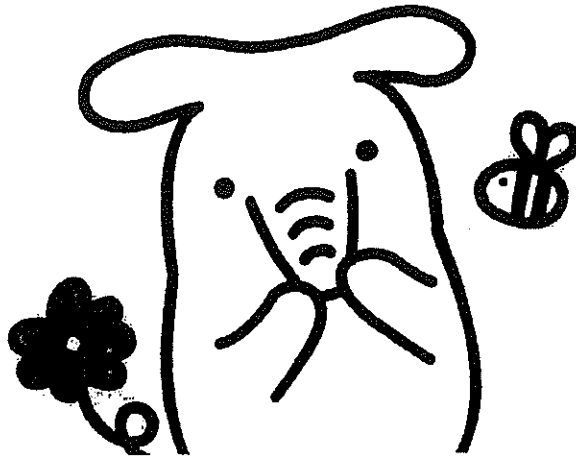
事務費

事務費

店舗番号 口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



10月分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	-----
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	15,490円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	3,289円
UQモバイル機器代金/その他商品代金	2円
auiでんき料金	12,199円
	1,408円

※うち消費税等 10%対象
(対象税込額は15,488円でした。)

07-11-27 J A カード

* [REDACTED] COS

20251031	UQ mobile	ご利用料金	3,291	1	3,291
----------	-----------	-------	-------	---	-------

携帯電話(10月分)

3,291

1/2

1,645

事務

大3月...以外が含まれるので集分

事務

店舗番号 口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



// 月 分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月
BILLING PERIOD振替日(注1)
DUE DATEご利用クレジット会社の
規約に基づく振替日ご利用料金
TOTAL AMOUNT DUE

15,004円

クレジットカード番号
CREDIT CARD No.

ご請求コード
CUSTOMER CODE

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	4,478円
UQモバイル機器代金/その他商品代金	2円
a uでんき料金	10,524円

※うち消費税等 10%対象
(対象税込額は14,842円でした。)

1,349円

07-12-29 J A カード

* ICOS

2025/1/130 UQ-mobile ご利用料金 4,480

携帯電話(11月分)

4,480

1/2

2,240

事務費

充当割合: 政務活動 以外が含まれるので案分

携帯電話

支店番号

口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



12月分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月

BILLING PERIOD

振替日(注1)

DUE DATE

ご利用クレジット会社の
規約に基づく振替日

ご利用料金

TOTAL AMOUNT DUE

10,507円

クレジットカード番号

CREDIT CARD No.

ご請求コード

CUSTOMER CODE

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	3,633円)
UQモバイル機器代金/その他商品代金	2円
a u でんき料金	6,872円
※うち消費税等 10%対象 (対象税込額は10,505円でした。)	955円

08-01-27 J A カード

ICDS

2025/12/31 UQ mobile ご利用料金 3,635 1/2 3,635

携帯電話(12月分)

3,635

1/2

1,817

事務用紙

携帯電話

口座番号 口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



/ 月分

KDDI をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月 BILLING PERIOD	-----
振替日(注1) DUE DATE	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE	8,054円
クレジットカード番号 CREDIT CARD No.	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金	3,494円
UQモバイル機器代金/その他商品代金	2円
a u でんき料金	4,558円
※うち消費税等 10%対象 (対象税込額は8,052円でした。)	732円

08-02-27 J A カード

* ICOS

20260131 UQ mobile ご利用料金 3,496 1/2 1,748

携帯電話(1月分)	3,496	1/2	1,748
-----------	-------	-----	-------

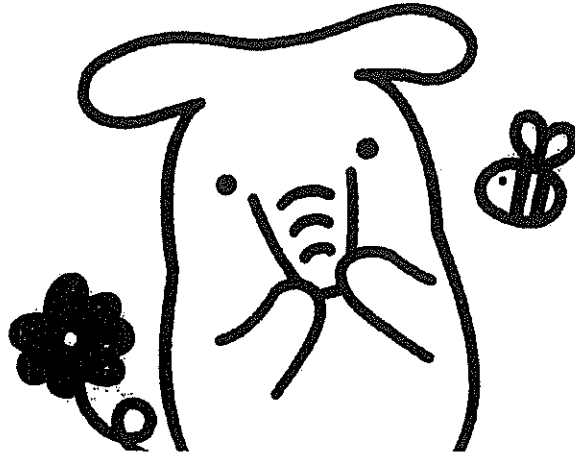
充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

携帯電話

店舗番号 口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



2月分

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用年月
BILLING PERIOD
2018.02

振替日(注1)
DUE DATE

ご利用クレジット会社の
規約に基づく振替日

ご利用料金
TOTAL AMOUNT DUE

8,239円

クレジットカード番号
CREDIT CARD No.

ご請求コード
CUSTOMER CODE

(注1)

サービス別ご利用料金

UQモバイル電話料金 3,726円
UQモバイル機器代金/その他商品代金 2円
auでんき料金 4,511円

748円

※うち消費税等 10%対象
(対象税込額は8,237円でした。)

08-03-27 J A カード

* COS

携帯電話(2月分)

3,728

1/2

1,864

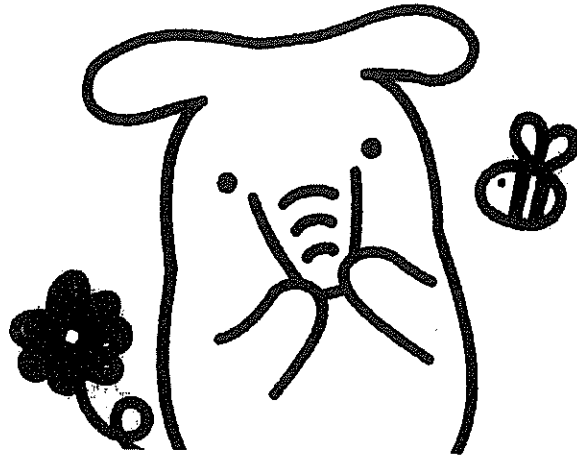
宛当組合:政新経利 01が含まれるので察分

通帳番号 [redacted] 口座番号 [redacted]

徳田 将仁 様

8月分

普通貯金通帳



ChatGPT

ChatGPT Plus (月額)

更新日: 2025年10月4日

iPhone (2)

¥3,000

JCT (10%) を含む ¥273



¥3,000 ✓

(Apple Pay)

07-08-27 J A カード

* [redacted] ICOS

Customer information section with a redacted area and the name 徳田 将仁 様 (Takeda Masahito).

利用明細

利用日	ご利用先名	商品内訳名	ご利用金額	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料
09.04	AP/APPLE COM.BILL		3,000							
チャットGPT(8日分)			3,000	1/2	1,500					

手数料、送料、税金、その他が含まれるので案分

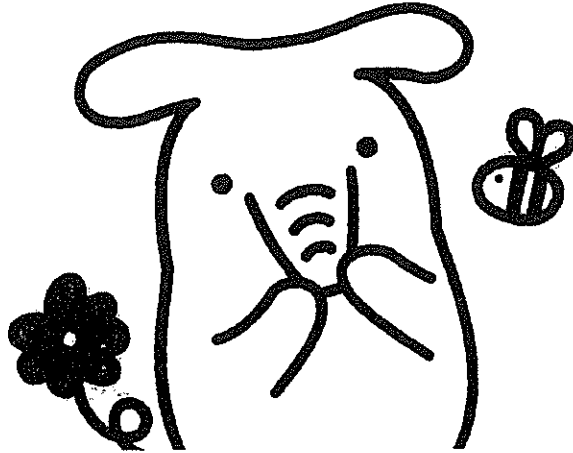
事務費

通帳番号 [redacted] 口座番号 [redacted]

徳田 将仁 様

9月分

普通貯金通帳



ChatGPT

ChatGPT Plus (月額)

更新日: 2025年11月4日

iPhone (2)

¥3,000

JCT (10%) を含む ¥273



¥3,000 ✓

(Apple Pay)

07-09-29 J A カード

* [redacted] COS

20251103|AP/APPLE COM BILL|3000|1|1|300

チャットGPT(9月分)	3,000	1/2	1,500
--------------	-------	-----	-------

口烟号

徳田 将仁 様

10月分



¥3,000

¥3,000

(Apple Pay)

07-10-27 J Aカード

✱ [REDACTED] COS

120251103	AF/APPLE COM BILL	3000	1	1	3000
-----------	-------------------	------	---	---	------

チャットGPT(10月分)	3,000	1/2	1,500
---------------	-------	-----	-------

...以外が含まれるので集分

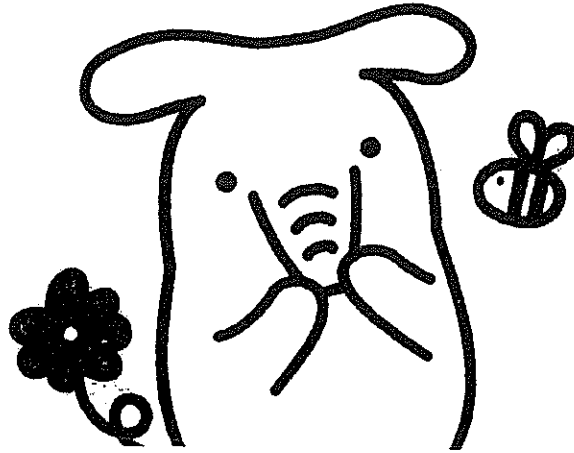
11月分

店舗番号

口座番号

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



ChatGPT

ChatGPT Plus (月額)

更新日: 2026年1月4日

iPhone (2)

¥3,000

JCT (10%) を含む ¥273



(Apple Pay)

¥3,000

07-11-27 J A カード

* COS

20251203 AP/APPLE COM BILL 3,000 1 1 3,000

チャットGPT(11月分)	3,000	1/2	1,500
---------------	-------	-----	-------

元金割増金と手数料 以外が含まれるので案分

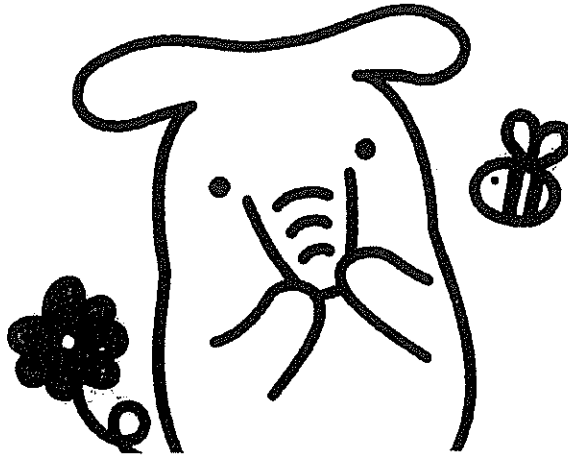
事務費

5桁番号 口座番号

徳田 将仁 様

12月分

普通貯金通帳



ChatGPT

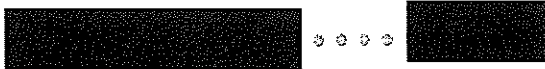
ChatGPT Plus (月額)

更新日: 2026年2月4日

iPhone (2)

¥3,000

JCT (10%) を含む ¥273



¥3,000

(Apple Pay)

07-12-29 J A カード

* ICOS

20260103 AP/APPLE COM BILL

3,000 3,000

チャットGPT(12月分)	3,000	1/2	1,500
---------------	-------	-----	-------

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分

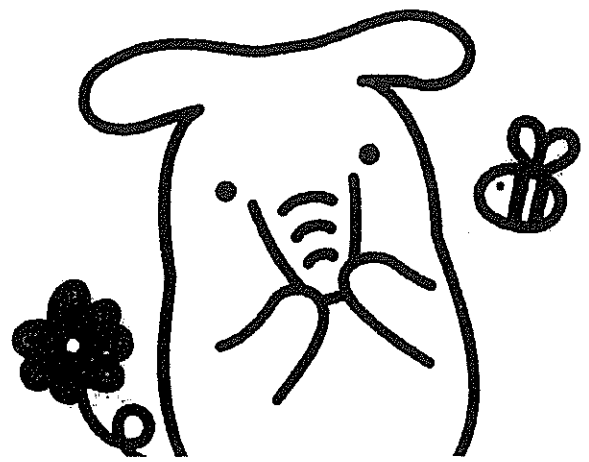
事務費

/ 月分

通帳番号 [redacted] 口座番号 [redacted]

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



ChatGPT

ChatGPT Plus (月額)

更新日: 2026年3月4日

iPhone (2)

¥3,000



¥3,000

(Apple Pay)

08-01-27 J A カード

* [redacted] ICOS

20260203 AP/APPLE COM BILL 3,000 1/2 1,500

チャットGPT(1月分)	3,000	1/2	1,500
--------------	-------	-----	-------

※当組合:政務活動以外が含まれるので除外

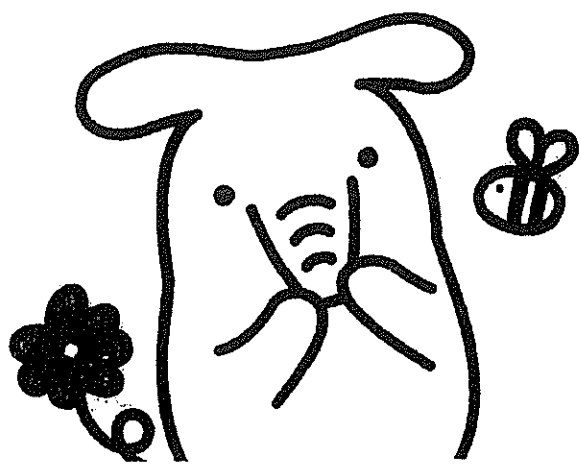
事務費

2月分

前番号 [redacted] 口座番号 [redacted]

徳田 将仁 様

普通貯金通帳



ChatGPT

ChatGPT Plus (月額)

更新日: 2026年4月4日

iPhone (2)

¥3,000

JCT (10%) を含む ¥273



¥3,000

(Apple Pay)

08-02-27 J A カード

* [redacted] ICOS

20260303	AP/APPLE COM BILL	3,000	1	1	3,000
----------	-------------------	-------	---	---	-------

チャットGPT(2月分)	3,000	1/2	1,500
--------------	-------	-----	-------

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務費

領収証

徳田将仁

様

合計 ¥3,280-

明細	(現金	¥3,280)	(クレジット	¥0)	(その他	¥0)	(内消費税等	¥298)
	(10%対象	¥3,280	¥298)					

但し

上記金額を正に領収いたしました。
印字面を内側に折り保管して下さい

金秀興産株式会社

カインズあがり浜店Te1098-944-5577

沖縄県中頭郡西原町字小那覇494番地1 金秀商事株式会社3階 登録番号:T4360001002749

0799-0001-1763

2025年11月03日(月) 15:22 責任者

レジ明細書

登録番号 T4360001002749

元金No:1763

発行日No:0001 2025年11月03日

責任者:

075 スマートストア ¥3,280

政 務 事 務 所 ポ ス ト 3,280 円

領 収 証 徳田将仁 様 No.

金 額

¥57000-



但し、A3カラー複合機代として、

内 訳

現 金 51819-

小 切 手 /

手 形 /

令和8年1月23日 上記正に領収いたしました

〒900-0003 沖縄県那覇市安謝1丁目1番30号

共伸事務株式会社

消費税額等(10%) 5,181-

TEL (098)863-2235 (098)868-0633

FAX (098)862-7320

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務費

領 収 証

徳田 将仁 様

No. _____

金 額

¥ 95865-



内 訳

現 金

87,150

小 切 手

手 形

但し、会議スケジュール、11/17代りて

平成8年 1 月 23 日 上記正に領収いたしました

〒900-0003 沖縄県那覇市安謝1丁目1番30号

共伸事務機

TEL (098)863-2235 (098)868-0633

FAX (098)862-7320

消費税額等(10%)

8,715

領 収 証

徳田 将仁 様

No. _____

金 額

¥32000-

内 訳

現 金 29,091-

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(10%) 2,909-

但し、ボールペン、ドットボールペン、ボールペン代として

令和8年 2月3日 上記正に領収いたしました

〒900-0003 沖縄県那覇市安謝1丁目1番30号

共伸事務機

TEL (098)863-2235 (098)868-0633

FAX (098)862-7320